○○○○○区地域3あい事業規約

（趣旨）

第１条　この規約は○○○○○会館（以下「公民館」という。）での○○○○○区地域３あい事業の実施に関して必要な事項を定める。

（目的）

第２条　公民館で行う地域３あい事業を通じて、「ふれあい・学びあい・支えあい」をキーワードに、地域の人々が（幼児から高齢者まで）ふれあい・学びあい活動を通して、支えあう地域づくりと、自主的な諸活動の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　この地域３あい事業は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）学習、教養講座の開設

（２）仲間づくり、グループ活動事業

（３）その他必要と認める事業

（運営委員会）

第４条　地域３あい事業の運営及び実施を推進するため、○○○○○区地域３あい事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成及び業務）

第５条　委員会は運営委員（以下「委員」という。）によって構成し、地域３あい事業の実施を図るため次の業務を行う。

（１）事業計画の立案

（２）事業内容の啓発

（３）事業の実施及び記録と、教育委員会への提出書類の作成

（委員の選出及び任期）

第６条　委員は５名以上とし、住民及び住民が組織する各団体及びグループから選出する。

２　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員）

第７条　委員会に委員長１人、副委員長１人、会計監査２人の役員を置く。

２　役員は委員のうちから互選する。

（会計年度）

第８条　この地域３あい事業の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経費）

第９条　この地域３あい事業の実施に関する経費は、市補助金、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

（委任）

第１０条　この規約の定めにない事項は委員会が別に定める。

附則

この規約は、○○○○年○○月○○日から施行する。